

熊本県周産期母子医療センター指定等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周産期医療対策事業実施要綱（平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業の実施について」（平成30年3月29日一部改正）別添。以下「要綱」という。）に基づく、総合周産期母子医療センターの指定及び地域周産期母子医療センターの認定（以下「指定等」という。）に関し必要な事項を定める。

(指定等の基準)

第2条 指定等に必要な施設等の基準（以下「指定等の基準」という。）は、平成22年1月26日医政発0126第1号厚生労働省医政局通知「周産期医療の確保について」の別添2「周産期医療体制整備指針」によるものとする。

(指定等の申請)

第3条 指定等を受けようとする医療機関は、申請書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

(指定等)

第4条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合で、指定等の基準を満たし指定等が適当と認めるときは、申請者に対し指定書（別記第2号様式の1）（認定書（別記第2号様式の2））を交付するものとする。

2 知事は、指定等に当たっては、熊本県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くとともに、必要に応じて実地調査を行うものとする。

3 知事は、指定等が適当でないと認めるときは、別記第3号様式により指定等を行わない旨の通知を行うものとする。

(実績報告)

第5条 指定等を受けた医療機関は、当該年度の実績報告書（別記第4号様式）を翌年度4月末日までに知事に提出するものとする。

(変更の届出)

第6条 指定等を受けた医療機関は、指定等の内容に変更がある場合は、指定等変更届（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

(指定等の辞退)

第7条 指定等を受けた医療機関は、指定等を辞退する場合は、指定等辞退届（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は前項の規定による指定等辞退届の提出があったときは、その旨を協議会に報告するものとする。

(指定等の取消し)

第8条 知事は、次の事項に該当すると認めた場合には、協議会の意見を聴き、指定等を取り消すことができるものとする。

(1) 医療機関が第2条に定める指定等の基準を満たさなくなったとき

(2) その他周産期母子医療センターとして適切でないと認められる場合

2 前項の規定による指定等の取消しは、指定等取消書（別記第7号様式）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年度の周産期母子医療センター指定等から適用する。

この要領は、平成22年度の周産期母子医療センター指定等から適用する。

この要領は、令和2年度の周産期母子医療センター指定等から適用する。